

資料 11 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策の体系等

1. ダイオキシン類に関する土壤の常時監視に係る調査測定について  
 (平成 12 年 1 月 14 日付け環水土第 11 号、環境庁水質保全局長通知)  
 (常時監視のために必要な調査測定の種類)

ダイオキシン類による土壤の汚染については、経時的な濃度変化が比較的小さく、一般に局所的であるという特徴を有していることから、地域における土壤中のダイオキシン類濃度の状況を効率的に把握するとともに対策の実施が必要な地域を早期に発見するためには、同一地点で繰り返し調査測定を実施するより、広域的に調査地点を選定し実施することが適当である。

2. ダイオキシン類対策特別措置法施行令  
 (対策地域の指定要件)

第五条 法第二十九条第一項の政令で定める要件は、人が立ち入ることができる地域(工場又は事業場の敷地の区域のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものを除く。)であることとする。

3. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策の体系

